

守成クラブ博多 規約

第 1 条 (名称および定義)

- 1) 当会の名称は「守成クラブ博多」(以下当会とする) という。
- 2) 「本部」とは守成クラブ全体の本部を指す。
- 3) 「会員」とは当会及び本部が適格事由にのっとり相当と認められたものとし、当会会員は本部が当会所属として認定している会員を指す。
- 4) 当会の会員は、次のとおり資格を定める。
 - A) 「準会員」当会に入会届けを出し、本部への入会金・年会費と当会への事務運営費を納めた者
 - B) 「正会員」当会または本部にゲスト 1 名を紹介し、そのゲストが準会員となり、本部から認められた会員
 - C) 「ゴールド会員」当会または本部に準会員 10 名を紹介し、本部から認められた会員
 - D) 「ダイヤ会員」本部 から特に貢献度 が高い者として認められた会員

会員資格により行える活動は以下のとおりとする。

営業活動 \ 会員資格	正会員	準会員	ゲスト
例会の出席 (会員は必ずバッジを着用すること)	○	○	△(*1)
例会以外のイベントへの参加	○	○	×
ブース出展・ステージでの自社 PR	○	○	×
垂れ幕 (作製の相談は世話人へ)	○	×	×
他会場が開催する例会の参加	○	×	×
例会以外での営業行為	○	○	×
資料の配付	○	○	×(*2)
入会オリエンテーションへの出席 (例会開催時)	×	○	×
他の異業種交流会や他団体に関する宣伝	×	×	×

*1: ゲストとしての例会参加は 1 回限りとし、他の守成クラブ会場への参加も同様とする。

*2: ゲストは、テーブルで名刺のみ配付可能。チラシやパンフレット、商材等の配付は不可。

守成クラブ博多 規約

第 2 条 (目的)

当会は会員のビジネスの向上機会を創造する場である。会員の互いの人脈を通じてビジネスの機会を得て、また自身の人脈を提供することで市場を創造することで成り立つ場である。また守成クラブの他会場との連系点であり、当会の外に市場機会を求める際のハブとなることを目指している。

第 3 条 (事業)

当会は、第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 毎月 1 回の当会の仕事バンブラザ (以下「例会」とする) の開催
- 2) 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業の促進
- 3) 会員同士の親睦を図る為の親睦会の開催 (不定期)
- 4) その他、目的を達成する為に必要と思われる事業

第 4 条 (例会への参加に対する会員規定)

- 1) 当会は会員のビジネスの向上機会を創造する場であるため、例会へは全員参加とする。事情により参加できない場合は事務局まで公式 LINE あるいは電話で、例会開催日の一週間前までに連絡をし、承認を得なければならない。ただし、連絡がない場合は、出席とみなす。連絡なしで欠席した場合は参加費の 100% をキャンセル料として支払うものとする。
- 2) 例会への参加費用は、1 人あたり金 5,000 円 (消費税込) とし、世話人会において変更できるものとする。ただし、懇親会が開催されない場合は 3,000 円 (消費税込) とする。また、2 次会についてはその都度定めるものとする。
- 3) キャンセル料が発生した場合、事務局よりキャンセル料の請求を郵送またはメール、公式 LINE にて通知する。キャンセル料は請求する旨の通知の到着後、1 週間以内に当会指定の口座へ振り込む事とする。なお、振込手数料は会員の負担とする。

守成クラブ博多 規約

- 4) キャンセル料の支払いが滞ったまま例会に参加することはできないものとする。ただし受付にてキャンセル料の支払いを行なった場合は参加できるものとする。
- 5) 例会参加申込者の代理出席は認めない（参加申込者本人が出席する事）。

第 5 条（例会への参加に対するゲスト規定）

- 1) 例会参加の可否はゲストを紹介する会員が、ゲスト予定者の業種などの情報をゲスト予定者の名刺を添えて事務局に提出（公式 LINE またはメール等）し、代表、筆頭副代表、事務局長で協議の上で、代表より可否を紹介者に通知する。例会への参加費用は、第 4 条 2 項に従う。また、ゲストが当日欠席した時はゲスト分の参加費の請求は行わない。
- 2) ゲストは準会員・正会員の紹介により参加できる。ただし参加は一回のみとする。
- 3) ゲストは会員にゲスト自身の商材情報（チラシ、サンプルなど）を自由に渡すことはできない。但し、大名刺交換会や車座商談や懇親会での名刺交換のみ可能とする。
- 4) ゲスト参加で未入会者は、会員に対しての営業活動は基本禁止とする。
- 5) ゲストは入会申し込み後、定められた期日までに本部で入金を確認された方のみを準会員とする。

第 6 条（自社 PR、ブース出展および協賛品）

- 1) 当会員が例会において自社 PR 又はブースに出展を希望する場合は、出欠締切日までに事務局に公式 LINE もしくはメールにて申請し事務局長の許可を得なければならない。その際には各項を遵守するものとする。
- 2) ブース出展では自社のサービス、物品を展示紹介し、販売することができる。
- 3) 自社 PR、ブース出展は参加申込者本人が必ず行うものとする。（代理人による企業 PR はできない。但し、自社社員・仕入れ先等の協力者による PR の協力は可とする）
- 4) ブース出展料は事務局長により例会ごとに定め、例会参加費としての会費に上乗せして払うものとする。
- 5) 協賛品または試供品を提供したい会員は、事務局に協賛品と数量を申請し、事務局の許可を得て定例会の当日持参

守成クラブ博多 規約

するものとする。また、協賛品を提供する者は、ゲスト・準会員・正会員を問わない。

第 7 条 (入会)

当会へ入会を希望する者は次の条件を満たし、遵守しなければならない。

- 1) 会員の紹介による推薦が得られる方。
- 2) 法人、個人事業主等において受発注の決済権のある方。
- 3) 宗教・政治・まち金・風俗・暴力団関係・マルチまがい商法・ギャンブル・靈感商法等、並びに公序良俗に反する商売の方やネットワークビジネス、営利目的ではない組織 (NPO 法人)、投資・出資ビジネス、ファンド、その他一攫千金と判断されるビジネスの方をお誘い (ゲスト参加及び入会) することは禁止する。
- 4) ゲスト参加および入会後に前記のビジネスと判明した場合は世話人会で確認し可否を判断し、否と決定した場合は当会の代表によって通知する。また、定例会受付時に判明した時は定例会参加をお断りするケースもある。
- 5) また、上記以外の業種であっても、入会の後において強引な販売手法などビジネスマナーに反する行為を行うことによるクレーム等が発生した場合、当会退会処置をする。内容によっては、本部に公表する場合もある。
- 6) 特定の業種の会員数が著しく増加し、当会の運営に障害を与えるような場合、その業種は入会制限を受ける場合がある。当会においては同業種の会員数は全会員数の 5%を目安として世話人会で決定する。

第 8 条 (会員資格喪失)

会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、資格を喪失する。

- 1) 本部への入会金及び年会費を納めない場合
- 2) 更新時の入金が入会月の翌月末までに入金確認が取れない場合
- 3) 退会届を提出した場合
- 4) 本人所属の会社が消滅した場合
- 5) 当会を除名された場合

守成クラブ博多 規約

第 9 条 (退会)

会員は、事務局を経由して代表に退会届を提出し任意に退会することが出来る。

第 10 条 (除名)

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し、世話人会の3分の2の決議により除名する事が出来る。ただしこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 当規約、および法令に違反したとき。
- 2) 当会の名誉を傷つけ、当会の目的に反する行為をしたとき。

第 11 条 (資格停止)

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、当会会場での活動資格を停止するものとする。

- 1) 当会に対して未納金銭債務が2か月継続して発生している場合 (未納参加費、事務運営費など)
- 2) 第7条に違反している恐れがあり、審議を要する場合

第 12 条 (抛出品の不返還)

既納の入会金、年会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第 13 条 (バッジ貸与)

会員には本部より、バッジを貸与する。

- 1) 胸章は、第 1 条で挙げた会員の種類により、次のように定める。

準会員 → 緑色のバッジ

正会員 → 赤色のバッジ

守成クラブ博多 規約

ゴールド会員 → 金色のバッジ

ダイヤ会員 → ダイヤ付のバッジ

- 2) 例会をはじめ、守成クラブの正式な催し物全てに出席する際、必ず着用すること。当会においては着用していない者が例会に出席することは認めておらず、受付で 1,000 円にて購入し、着用の上での参加を認める。(ゴールド、ダイヤは赤バッジ)
- 3) 第8条、第9条、第10条に該当した者は、速やかに事務局へ返還するものとする。
- 4) 紛失した時は、緑、赤バッジは金 1,000 円で購入しなければならない。(ゴールド、ダイヤは別料金)
- 5) 退会した際に返還しない者は、緑、赤バッジで金 1,000 円を支払うものとする。

第14条 (組織と役職)

当会は目的を達成するために以下の通り役職を置くものとする。なお、代表、筆頭副代表、事務局長は特に「役員世話人」とし、役員会を構成する。また A ～J を当会の世話人と呼び、当会の意思決定機関である世話人会での議決権を持つものとする。

A. 「代表」1名

当会の最高運営責任者。会の運営方針を定め、他会場との連携を図り、当会目的を達成することを職務とする。

B. 「筆頭副代表」1名

代表を補佐することを目的とし、代表と協議の上、会の運営を行なっていくことを職務とする。

C. 「副代表」若干名

代表、筆頭副代表の補佐することを目的とし、当会への積極的な入会促進と会員定着活動を行うことを職務とする。

D. 「事務局長」1名

当会の窓口としての全権を持ち、本部または他会場との連絡を行う業務を職務とする。

E. 「事務局」若干名

当会の窓口として事務局長の補佐を職務とする。

守成クラブ博多 規約

F. 「会計長」 1名

当会の金銭出納にかかる全権を持ち、当会の会計業務を円滑に行うことを職務とする。

G. 「会計」 若干名

当会の会計業務を行い、会計長の補佐を行うことを職務とする。

H. 「広報長」 1名

当会の告知や当会会員への情報周知の関わる全権を持ち、当会の情報配信を円滑に行うことを職務とする。

I. 「広報」 若干名

当会の情報配信業務を行い、広報長の補佐を行うことを職務とする。

J. 「世話人」 若干名

当会の発展および運営に寄与するものとし、特に例会運営に積極的に参加し、当会会員が気持ちよく例会に参加できるようサポートを行うことを職務とする。

第 15 条 (役員会)

代表もしくは筆頭副代表及び事務局長は迅速な会の運営のために適宜役員会を招集し、当会の通常の業務の他重要な事項の決定を行うこととする。役員会は参集にかわり電話やメールで行うことも可能とする。

- 1) ゲストの参加資格の審査
- 2) 例会経費などの定例的支出の承認
- 3) 世話人会の議題決定

また、当会の意思決定は、基本世話人会で行うものとするが、世話人会が開催できない場合や世話人会で決定できない場合は、代表、筆頭副代表、事務局長で協議の上、決定できるものとする。

第 16 条 (世話人会)

代表は世話人会を招集し、世話人はこれに必ず参加することとする。参加できない場合は議決権を放棄するものとする。

守成クラブ博多 規約

- 1) 世話人会を招集するには、代表もしくは事務局長が各世話人に対して事前に通知する。
- 2) 世話人会は、当会の最高意思決定機関として第2条に定めた目的に即した世話人の意見交換の場とし、予算、決算、事業計画、役職人事、業務執行および規約に定める事項を決定する。
- 3) 世話人会の決議は、出席者の過半数の決定をもってこれを成す。
- 4) 世話人会の議長は代表がこれに当たる。但し代表の任命を経て、他の世話人を議長に選ぶことができる。記録は事務局長が行うこととする。

第17条 (事務局)

事務局は当会の円滑な運営を図るための例会運営や会員管理を主たる目的とし以下のことを行う。

- 1) 当会の運営にあたり、当会の業務または規約に離反する重大な事実、もしくは運営に関する瑕疵があることを発見した場合には、これを世話人会の議題にあげて解決にあたる。
- 2) 事務局長は、会計、拡大担当副代表と連携を密にし、業務遂行の状況又は当会の財務状況を把握し、代表に意見を述べ若しくは、世話人の招集を請求すること。

第18条 (活動経費)

世話人としての活動及び事務局運営、例会運営にかかる事務経費や交通費、他会場との外交などの運営費用が発生する場合は役員会で承認を受けた後に会計から必要金額を支払うものとし、例会当日の現金精算あるいは承認後3営業日以内に銀行振入とする。役員会の承認なき活動経費の支出は認めないものとする。

第19条 (事務運営費)

当会は、第2条を遂行するために発生する第18条記載の経費を賄うため会員より博多会場独自で事務運営費を月額1,000円徴収する。取り扱いは以下のとおりとする。

- 1) 納入は1年分12,000円を入会時に本部年会費とは別途の請求書記載の指定銀行口座へ振り込むこととする。

守成クラブ博多 規約

- 2) 当会会員が退会した場合、返金を行わない。
- 3) 事務運営費の使途については守成クラブ博多会場の発展のために使用するものとし、当会の最高決定機関である世話人会に一任するものとする。

第 20 条 (会計の原則)

当会の会計は、下記の会計原則にしたがって行うものとする。

- 1) 会計担当は会計を毎月 25 日で締切り、毎月末日に月次決算を事務局長に提出する。
- 2) 当会会員が結婚または逝去した場合、当会及び世話人会の名義では冠婚葬祭費は支出しない。
- 3) 会計担当は当会の事業及びこれに伴う収支予算及び決算を作成し、世話人会の承認を得なければならない。
- 4) 当会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。毎年 8 月の例会において会員に決算報告を行うものとする。

令和 3 年 7 月 1 日から上記規約に改定実施する。

ただし、周知期間は令和 3 年 4 月 20 日 ~ 令和 3 年 6 月 30 日までとする。